

管理職向け

県立学校職場復帰支援の手引き

【病休開始から職場復帰までの管理職による支援について】

【目次】

まえがき

用語の定義等	1
I 職場復帰支援プログラムとは	2
II 県立学校・職場復帰支援プログラム	3
III 職場復帰支援プログラムの各段階と管理職の役割	4
第1ステップ	4
第2ステップ	6
第3ステップ	8
第4ステップ	10
第5ステップ	11

【資料】

1 本人向けリーフレット	14
2 主治医向けリーフレット	16

群馬県教育委員会
令和7年4月

■■ ま え が き ■■

心の病の療養のために職場を離れていた教職員が、円滑に職場復帰し再発しないよう努めることは、本人にとってはもちろん、貴重な労働力の維持・活用という視点からも大きな意味があります。

職場復帰にあたっては、学校という職場で適切な受入れ体制を整えられるか、本人にあった適切な対応ができるかが大きな課題となり、管理職の果たす役割が特に重要となります。

この手引きでは、厚生労働省通知「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」をもとに、県立学校において心の病で療養した教職員の職場復帰支援の流れを5段階に分けて示すとともに、各段階において、管理職が行うべき支援について、ポイントや留意点等、基本となる部分をまとめました。

「心の病」と一言で言っても、病名や年齢・背景等は様々で、対応方法も個人によって異なります。まずは、この手引きで必要なことを確認してください。その上で、主治医への相談はもちろん、教育委員会内の保健師や管理監督者メンタルヘルス相談等といった制度も活用し、適切に対応してください。

管理職の中には、心の病で療養した教職員の支援について、負担を感じている方もいるかと思いますが、管理職だけではなく、職場全体として取り組むことが必要であり、また外部の相談等を活用することで、負担の軽減につながります。

是非、本手引きを活用して心の病で療養した教職員が、円滑に職場復帰を果たし、再発が予防できるよう努めていただきたいと思います。

群馬県教育委員会事務局福利課長

【この手引きで使用する用語の定義】

用語	定義
病休等	精神疾患による病気休職又は病気休暇
病休者等	精神疾患により病気休職を命ぜられ又は病気休暇を取得している教職員
訓練	職場復帰訓練
精神疾患	国際疾病分類第10版の第5章に収録されている精神及び行動の障害に該当する疾患
教職員	群馬県教育委員会の任命に係る教職員（ただし、教育委員会事務局及び学校を除く教育機関に勤務する教職員は除く）
保健師	群馬県教育委員会事務局福利課に所属する保健師
審査会	教職員精神保健審査会
職場復帰	病気休職を命ぜられた教職員の復職及び病気休暇を取得している教職員の復帰

【関連する要綱等】

「教職員の職場復帰等に関する手続きマニュアル」（R7年4月）

【厚生労働省等通知】

- ・ 事業所における労働者の心の健康づくりのための指針について（H12年8月）
- ・ 心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引きについて
（H16年10月策定、H21年3月改訂、H24年7月改訂）
- ・ 労働者の心の健康の保持増進のための指針について
（H18年3月策定、H27年11月改訂）

I 職場復帰支援プログラムとは

精神疾患は身体疾患と異なり、主治医の「職場復帰可能」の判断と、従事する職業に対しての「職場復帰可能」の判断が異なる場合があります。また、十分な回復を待たずに職場復帰した場合、再度病状が悪化するおそれもあります。

そのため「療養の開始」から「職場復帰後」までを段階的にとらえ、病休者等が今の自分の段階を認識すること、職場復帰に向けてのステップアップの目安がたつこと、また、管理職がそれぞれのステップに合わせた適切な支援を行うことが求められます。

同時に、病休者等を受け入れるために職場環境を整えることが必要となります。職場環境が適切であれば、病休者等が職場に適応しやすくなり、同時に意欲の向上も期待できます。

以上のことから、病休等に入った時点から「職場復帰」を念頭において、管理職が中心となって支援を行っていく必要があります。

厚生労働省は平成16年度に「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」（平成24年7月改訂）を作成し、病休等の取得から職場復帰までを以下のとおり5つのステップに分け、それぞれのステップに応じた対応方法を定めています。

- 【第1ステップ】 病気休業開始及び休業中のケア
- 【第2ステップ】 主治医による職場復帰可能の判断
- 【第3ステップ】 職場復帰の可否の判断及び職場復帰支援プランの作成
- 【第4ステップ】 最終的な職場復帰の決定
- 【第5ステップ】 職場復帰後のフォローアップ

このため県教育委員会では、厚生労働省の手引きを参考に、次のような5つのステップを設け、病休者等が円滑に職場復帰できるよう対策を行うこととしました。

これは、学校現場が、児童生徒への教育や指導、教職員同士の連携、保護者への対応など、対人関係を主とした職場であることを考慮し、十分に療養した上で、訓練を実施し、自信を回復するとともに、職場復帰後の再発を予防することを目的として行うものです。

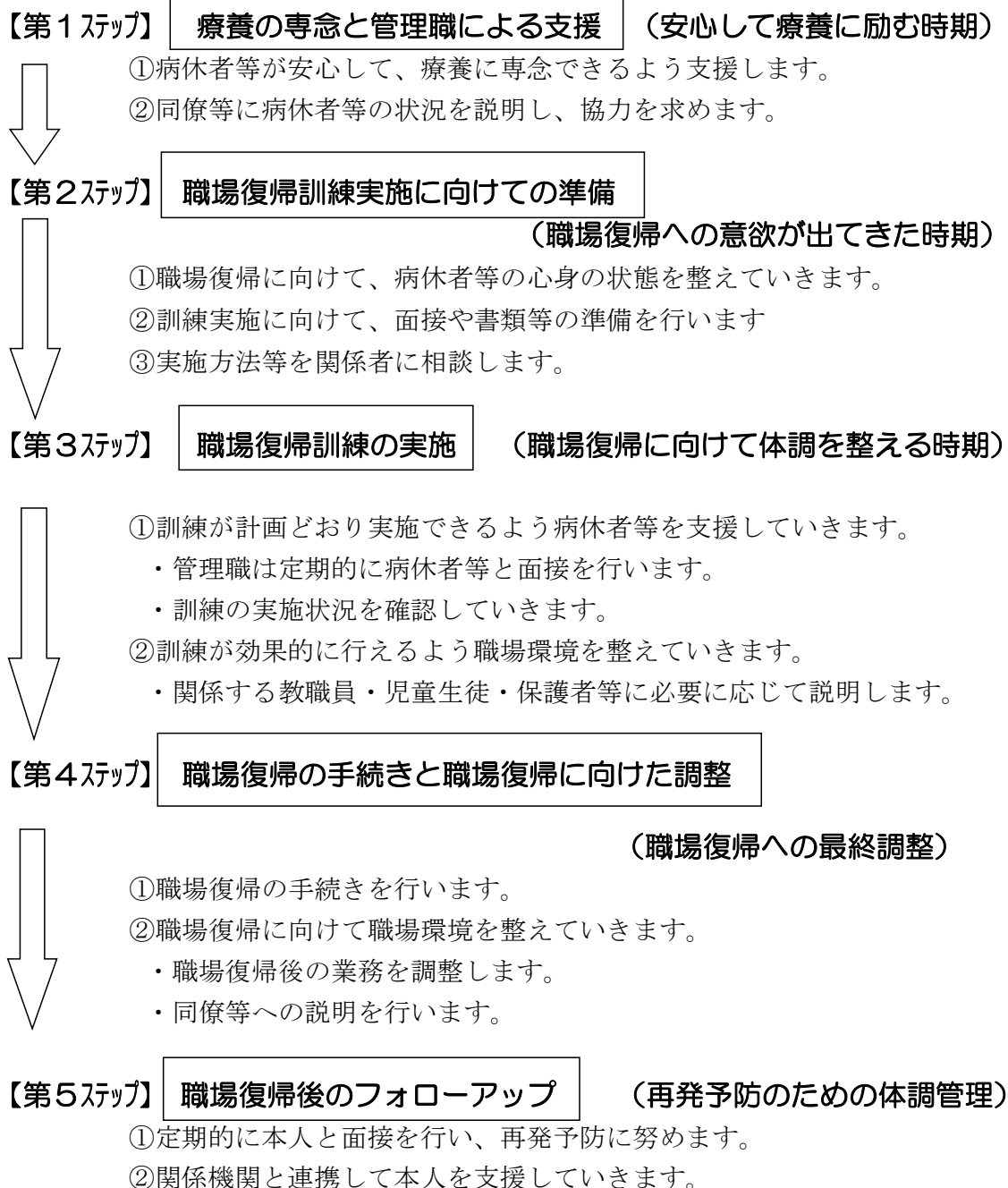
県立学校・職場復帰支援プログラム

- 【第1ステップ】 療養の専念と管理職による支援
- 【第2ステップ】 職場復帰訓練実施に向けての準備
- 【第3ステップ】 職場復帰訓練の実施
- 【第4ステップ】 職場復帰の手続きと職場復帰に向けた調整
- 【第5ステップ】 職場復帰後のフォローアップ

Ⅱ 県立学校・職場復帰支援プログラム

県立学校における職場復帰支援プログラムは次のとおりです。管理職は、各ステップに応じた支援を行ってください。

また、各ステップにおいて、群馬県教育委員会教育長あて申請書等の作成も必要です。詳細は「教職員の職場復帰等についての手続きマニュアル」をご覧ください。



Ⅲ 職場復帰支援プログラムの各段階と管理職の役割

まず、病休者等の今の状態が、職場復帰支援プログラム中のどの段階にあるかを確認してください。その上で、管理職が行うべき支援を確認の上、実施してください。

病気は適切な治療や療養でよくなります。また、各段階において適切な支援を行うことで、より早期の職場復帰が期待でき、再発も予防できることを念頭に支援を行っていきます。

【第1ステップ】療養の専念と管理職による支援

(安心して療養に励む時期)

教職員からの申し出と診断書の提出により療養が開始されます。
まずは安心して療養に専念できることを第一とします。
ただし、療養期間中であっても、療養状況の確認は必要です。

<支援のポイント>

- ・病休者等が安心して療養に専念できるよう支援します。
- ・必要に応じて、保健師が学校に伺い、病休等に至るまでの経過を整理します。
- ・同僚等に病休者等の状況を説明し、協力を求めます。

<具体的支援方法>

(1) 病休者等への説明

- ① 病休等に関する事務手続きについて説明します。
- ② 早期の適切な療養が大事であり、安心して療養に専念するよう伝えます。
 - ・主治医の指示に従い、受診や内服を欠かさないこと。
 - ・職場や業務のことを忘れて、療養に専念すること。
- ③ 病休者等に本人向けリーフレット（P14・15）を渡し、職場復帰にあたり支援することを伝えます。
 - 1) 病休者等との面接が可能な場合
 - ・今後の回復状況に応じて、段階的に支援していく内容等を端的に説明します。
 - ・今後の経過の中で、管理職が主治医と連絡を取ることや保健師の支援を受けられることがあることを伝えます。
 - 2) 病休者等との面接が難しい場合
 - ・家族等で病休者等が指名する者に本人向けリーフレットを渡し、今後段階的に職場として支援することを伝えます。
 - ・病休者等との面接が可能な状態まで回復した時に、改めて管理職から病休者等に説明することを伝えておきます。

- ④ 療養中の連絡の取り方について確認しておきます。
 - ・誰あてか（病休者等または家族の中で病休者等が指名する者）
 - ・連絡方法（自宅の電話・携帯電話・メール等）
- ⑤ 病休者等が所属あてに相談したい場合の方法を伝えておきます。
 - ・職場での対応者
 - ・連絡方法（電話・メール等）

（２）療養状況の確認

- ① 病休等の療養中は、療養状況の確認を行っていきます。
 - ・できるだけ病休者等と面接を行うことを基本とします。
可能であれば職場、難しい場合は自宅等、病休者等が希望する場所とします。
 - ・病状が悪く面接が難しい場合は、電話やメール等で病休者等から直接確認するか、病休者等の了解を得た上で家族等から確認することとします。
 - ・療養期間が長期化している場合でも、少なくとも４か月ごとに把握します。
 - ・提出書類等の連絡と併せて行くと、病休者等の負担は少なくなります。
- ② 病休等の療養状況の報告
「教職員の職場復帰等についての手続きマニュアル」 P 1 4 参照

（３）保健師との連携

- ・管理職から面接を実施し、病休等までの状況、現在の療養状況等を確認します。
- ・今後の職場復帰支援の方法等を管理職と一緒に検討します。

（４）職場環境整備

- ① 同僚等への説明
 - ・療養の見通し、職場復帰に向けての支援の概略等を説明し、協力を求めます。
 - ・病名など個人のプライバシーに関することは、同じ職場の教職員であっても、病休者等の了解が必要ですので、注意してください。
 - ・病休者等が担当していた業務の対応について、関係する教職員に指示します。

<留意点>

- ・「心の休みの期間」ですので、病休者等への連絡は最低限にします。
- ・連絡の際は、病休者等の負担を考慮し、仕事の話は控え、短時間で済ませるよう心がけます。
- ・病休者等が対応を嫌がる時は無理をせず、家族から確認するか、時間をおいて改めて連絡する等の配慮をします。
- ・病休者等へは、窓口となる管理職を決めて対応します。

【第2ステップ】 職場復帰訓練実施に向けての準備 (職場復帰への意欲が出てきた時期)

病状が回復してきて、病休者等が職場復帰を意識してくる時期です。
一歩前進ですが、あせらずに職場復帰に向けて何を準備していったらよいか、病休者等と管理職で検討していきます。
管理職として、一番大事に支援していただきたい時期です。

<支援のポイント>

- ・ 職場復帰に向けて、病休者等の心身の状態を整えていきます。
- ・ 訓練実施に向けて、病休者等との面接や書類等の準備を行います。
- ・ 必要に応じて、保健師が学校に伺い、病休者等及び管理職と面接を行います。
- ・ 訓練の実施方法等を関係者に相談します。

<具体的支援方法>

(1) 訓練実施の申し出及び意思確認

- ① 病休者等から訓練の実施希望等がでてきたら、本人用リーフレット（P 14・15）を用いて具体的に説明を行います。
 - ・ 職場復帰までの段階を説明し、現在の段階を確認します。
 - ・ 訓練がイメージできるよう概要を説明します。
- ② 管理職は、主治医用リーフレット（P 16・17）を病休者等に渡し、病休者等が自分で主治医に訓練の概要を説明し、実施が可能な状態に回復しているかを確認するよう伝えます。

(2) 訓練実施に向けての準備

- ① 訓練実施までの手続き
「教職員の職場復帰等に関する手続きマニュアル」 P 6 参照
- ② 関係者への相談
管理職が病休者等と面接し、職場復帰訓練申請の基準に達している場合は、次のとおり関係者に実施方法等を相談します。
 - 1) 保健師との連携
 - ・ 必要に応じて、保健師が学校を訪問し、病休者等及び管理職と面接を実施し、回復状況の確認、訓練計画作成上のアドバイス等を行います。
 - 2) 管理監督者メンタルヘルス相談の利用
 - ・ 職場環境整備や訓練計画についてのアドバイスを受けます。
 - ・ 主治医への相談内容について助言を受けます。

3) 主治医に相談

- ・ 病休者等の受診日に管理職が同行することが、主治医の負担も少ないようです。
- ・ 主治医には、病休者等が同席したところで、相談することが望ましいです。
(主治医の意向で、病休者等が同席しないこともあります。)

④ 訓練実施前の心と体の準備

病休者等が復職を意識し始めた際、訓練前の準備として、以下に挙げた例を参考にアドバイスします。

1) 出勤時と同じ時間に起床、就寝する。

- ・ 睡眠サイクルを整えることで、不眠による症状の再燃を予防します。

2) 出勤で使用する交通手段に慣れる。

- ・ 自宅周辺等の短い距離を混雑しない時間帯から開始します。
- ・ 徐々に出勤時の方法を体験し、通勤路の混雑具合や通勤によるストレスに慣れます。

3) 日中に外出や作業を行う。

- ・ 日中の活動時間を徐々に延ばし、体力作りに取り組みます。
- ・ 日中の活動には、家事の他、PC 作業や図書館での勉強、散歩等の継続的な運動等が挙げられます。
- ・ 家族以外との会話や自宅以外での作業があると、訓練の練習になります。

4) 必要時、医療機関のリワークプログラムを活用する。

- ・ 特定の医療機関では、3 ヶ月～6 ヶ月かけて復職に向けて独自のリワークプログラムを行っています。
- ・ 興味がある場合は主治医に相談するよう助言してください。

<留意点>

- ・ 職場復帰に向けて、心と体の準備をする時期です。病休者等が学校に出向くことや主治医に自分で相談するよう促していきます。
- ・ 主治医の「職場復帰可能」の判断と従事する職業に対しての「職場復帰可能」の判断は異なる場合があります。
- ・ 保健師との連携、管理監督者メンタルヘルス相談の利用、主治医に相談を行うことで、病休者等が訓練実施に適した状態であることを確認し、訓練計画を作成してください。これらを実行することで、適切な訓練の実施につながり、結果的には職場復帰への近道となります。

【第3ステップ】 職場復帰訓練の実施

(職場復帰に向けて体調を整える時期)

職場復帰訓練は、職場環境や業務内容への適応性を高めること、職場の受け入れ体制を整えることを目的に実施します。

また、実際の職場である学校現場で、実際の業務に近い内容を短時間から通常の勤務時間に、授業参観から主体的に授業を実施する等、段階的に訓練を実施することで、就労意欲や自信がつくことが期待できます。

<支援のポイント>

- ・ 訓練が計画どおり実施できるよう病休者等を支援していきます。
- ・ 訓練が効果的に行えるよう職場環境を整えていきます。

<具体的支援方法>

(1) 職場環境の整備

- ① 訓練開始に当たり、実施目的や実施方法等を関係する教職員に伝えます。
- ② 訓練実施中の助言、指導、相談相手となる教職員を明確にしておきます。
- ③ 関係する児童生徒、保護者等に対しても、必要に応じて説明をします。
- ④ 職員等が感じる不安、不明点等あれば、保健師に連絡ください。

(2) 訓練の実施

- ① 管理職は、少なくとも1日1回は病休者等に声をかけてください。
- ② 管理職は1週間に1回程度、定期的に面接を行います。病休者等の体調、訓練の実施内容、訓練を通して困っている点、主治医からの指導等を確認します。
- ③ 訓練を支援している同僚等から実施状況を確認します。
- ④ 実施計画と実施状況を確認しながら段階を上げていきます。
- ⑤ 訓練実施中に保健師が学校に伺い、病休者等及び管理職と面接をします。
実施計画どおり進行しない場合、実施に伴う問題が生じている場合は、早めに保健師に連絡ください。

(3) 訓練の変更・中止

訓練の実施に支障を生じたり、そのおそれがあるときは、訓練計画の変更又は訓練の中止とします。

「教職員の職場復帰等についての手続きマニュアル」 P 9 参照

(4) 職場復帰訓練の実施状況の報告

- ① 管理職は第3段階を1～2週間実施後、病休者等と面接をします。
「教職員の職場復帰等についての手続きマニュアル」P10参照
 - 1) 職場復帰が適当と認められる場合
職場復帰に向けての手続きを行います。
「教職員の職場復帰等についての手続きマニュアル」P12参照
 - 2) 職場復帰が適当と認められない場合
訓練の延長または治療への専念等の助言をします。
「教職員の職場復帰等についての手続きマニュアル」P10参照

<留意点>

- ・管理職は病休者等と1週間に1回程度定期的に面接を行ってください。定期的に行うことで、病休者等の緊張感の緩和や心の準備も行いやすくなります。
- ・病休者等が今困っている点等を自分で表現できるよう促してください。
- ・訓練の実施状況に応じて、段階を上げていきます。
先を急ぐよりも、各段階を確実に実施して、自信をつけられるよう支援してください。

【第4ステップ】 職場復帰の手続きと職場復帰に向けた調整 (職場復帰への最終調整)

職場復帰訓練の最終段階です。心身ともに、良好な状態で復職ができるよう訓練の仕上げを行います。また、管理職は職場復帰後の業務や支援体制を確認します。

<支援のポイント>

- ・ 職場復帰の手続きを行います。
- ・ 職場復帰に向けて職場環境を整えていきます。

<具体的支援方法>

(1) 職場復帰の手続き

「教職員の職場復帰等についての手続きマニュアル」 P 1 2 参照

(2) 職場復帰後の職場環境の整備

- ① 病休者等の意向を確認した上で、職場復帰後の担当業務を調整していきます。
- ② 職場復帰後の受診方法等を病休者等にご確認ください。
- ③ 職場復帰後のフォロー体制を検討し、実施できるよう準備します。
 - ・ 管理職以外で助言、指導、相談相手になる教職員を決めておきます。
- ④ 同僚等への説明
 - 1) 職場復帰の見通し、復職後の業務について関係する職員に伝えます。
 - 2) 職場復帰後の病休者等への接し方について説明し、協力を求めます。
 - ・ 基本的には他の同僚と同じように声をかけてください。
 - ・ 「頑張れ」等の励ましの言葉は逆効果になることもあります。
 - ・ しばらくは定期受診をすることを伝えます。
 - ・ 表情や言動等で気になることがあれば管理職に相談して欲しいと伝えます。

<留意点>

- ・ 職場復帰はスタート時点です。職場復帰後の業務は、余裕をもって取り組める範囲で検討していきます。
- ・ 職場環境等で気になる点について、病休者等が自分で表現できるよう促します。

【第5ステップ】 職場復帰後のフォローアップ

(再発予防のための体調管理)

職場復帰プログラム最終段階となりました。この段階まで本人が回復できたことや努力してきた点を確認し、本人の自信や意欲を高めます。
この段階では、訓練実施時のペースを崩すことなく、業務にあたるよう配慮していきます。

<支援のポイント>

- ・定期的に本人と面接を行い、再発予防に努めます。
- ・関係機関と連携して、本人を支援していきます。

<具体的支援方法>

(1) 業務上の配慮

- ・原則として勤務時間の軽減は行いません。
- ・受診の必要がある場合は、病気休暇または年次休暇の配慮を行います。
- ・業務の内容・量はゆとりをもって取り組める範囲とします。
- ・教職員との会話や協力を図れるよう業務を配慮します。

(2) 本人との定期的な面接の実施

- ・管理職は1週間に1回程度、定期的に面接を行います。
- ・症状の再燃・再発、新しい問題の発生の有無等を確認します。
- ・無理なく定期受診ができているか確認します。
- ・職場環境の配慮や業務の軽減が必要か検討していきます。
- ・体調や業務上気になる点を自らの言葉で表現できるよう促します。
- ・順調に経過している場合は、本人と相談の上、徐々に面接の頻度を延ばしていきます。

(3) 関係機関と連携した支援

① 問題が生じた場合は、関係者に早めに相談します。

1) 主治医への相談を本人が同意する場合

- ・主治医には、本人が同席したところで相談することが望ましいです。
(主治医の意向で、本人が同席しない場合もあります。)
- ・現在、管理職が問題と感じている点等を主治医に相談します。

2) 主治医への相談を本人が同意しない場合

- ・保健師に連絡ください。状況により、「保健師の学校訪問」や「管理監督者メンタルヘルス相談」等で対応します。

(4) 職場復帰後の状況報告

「教職員の職場復帰等についての手続きマニュアル」 P 1 4 参照

<留意点>

- ・ 職場復帰後、最初の1週間、および1か月・3か月・6か月が大きな節目となります。特に留意して丁寧に対応してください。
- ・ 本人との面接を通して順調に経過している場合は、本人の意向等も確認しながら段階的に業務の内容・量を増加していきます。
- ・ 定期受診は、一般的には職場復帰後1年程度継続します。主治医の指示に従うよう促していきます。

【資料】

1 本人向けリーフレット	1 4
2 主治医向けリーフレット	1 6

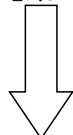
県立学校・職場復帰支援プログラムについて

本人用①

群馬県教育委員会では、心の病で30日を超える療養をした教職員に対して、下図のように療養開始から職場復帰後までを5段階に分けて、各段階に応じた支援を行っています。

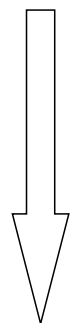
これは、学校現場が、児童生徒への教育や指導、教職員同士の連携、保護者への対応等対人関係を主とした職場であることを考慮し、十分に療養した上で職場復帰訓練を実施することにより、自信を回復した上で職場復帰し、その後の再発を予防することを目的としています。

【第1ステップ】 療養の専念と管理職による支援 (安心して療養に励む時期)



- ①診断書の提出等、病休等に関する必要な事務手続きをします。
- ②主治医の指示に従い、受診や内服をきちんと行います。
- ③療養が続く場合は、管理職の指示により診断書を再度提出します。

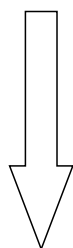
【第2ステップ】 職場復帰訓練実施に向けての準備



(職場復帰への意欲が出てきた時期)

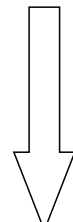
- ①職場復帰訓練は裏面のように実施します。
職場復帰に向けての意欲が出てきたら、主治医や管理職に相談してください。
 - ・復職への不安がある場合は、訓練前に医療機関で行っているリワークデイケアの利用なども主治医とご相談ください。なお、リワークデイケアを利用し審査会で適当と認められた場合は、職場復帰訓練を2週間短縮することができます。
- ②管理職を中心に職場復帰訓練実施に向けて準備を行います。
診断書等必要な書類を提出します。
- ③訓練実施に向けて心身の状態を整えていきましょう。

【第3ステップ】 職場復帰訓練の実施 (職場復帰に向けて体調を整える時期)



- ①訓練が計画どおり実施できるよう体調管理に努めましょう。
訓練中は1週間に1回程度、定期的に管理職と面接をします。
- ②心配や困っている点等は、自ら相談しましょう。
- ③第3段階に入ったら管理職と面接し、今後の訓練について検討します。
訓練が順調に進んでいる場合は、管理職と相談して職場復帰に向けて準備をします。

【第4ステップ】 職場復帰の手続きと職場復帰に向けた調整



(職場復帰への最終調整)

- ①管理職を中心に職場復帰の手続きを行います。
診断書等必要な書類を提出します。
- ②職場復帰に向けて心身の状態を整えていきましょう。

【第5ステップ】 職場復帰後のフォローアップ (再発予防のための体調管理)

- ①管理職と定期的に面接をします。
- ②主治医の指示に従い受診を継続します。

職場復帰訓練について

第3ステップでは、学校現場において職場復帰訓練を行います。
実施期間は原則8週間、最長16週まで延長が可能です。実施内容は、職種や担当業務によって多少異なりますが、下の表を参考に計画書を作成の上実施します。

【実施目的】

- ・職場への適応性を回復することで、本人の職場復帰に対する不安を軽減し、再発を防止する。
- ・管理職が病状の回復状況を確認し、職場復帰に向けて職場環境の整備を図る。
- ・職場復帰について審査する際の判断資料とする。

【訓練開始の目安】

- ・職場復帰に対して十分な意欲があり、病状が安定している。
- ・基本的な生活リズムが回復している。(規則正しい睡眠や食事、昼間に眠気がない。)
- ・通勤時間帯に一人で安全に登校でき、就業時間帯の労働が可能である。
- ・新聞や本を読んだり、パソコン操作が集中して1時間程度できる。
- ・必要なことについて、自ら相談や報告ができる。

【主な訓練の内容・計画】

各段階	訓練内容	時間および期間
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の雰囲気慣れ児童生徒との交流を行う。 ・学校行事・指導計画・学習状況の確認をする。(授業参観・児童生徒との交流・資料作り等) 	1日あたり4時間を1週間(月～金曜日)実施
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観や教材研究等を行った上で授業を行う。(教職員との打合せ・TTによる教科指導等) 	1日あたり6時間を2週間実施
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画をもとに授業を実施する。 ・正規の勤務時間に合わせて生活リズムを作る。(TTによる教科指導・職員会議の参加等) 	正規の勤務時間を5週間実施

第3段階に入ったら管理職と面接し、今後の訓練について検討します。
訓練が順調に進んでいる場合は、校長を中心に職場復帰に向けて準備をします。

【職場復帰の目安】

- ・訓練中は、受診以外の遅刻や欠勤がなく登校できる。
- ・訓練の各段階に応じた内容を実施することができる。
- ・安定した気持ちで職場復帰訓練に取り組むことができる。
- ・児童生徒と自然に接することができ、自信をもって授業を行うことができる。
- ・訓練に伴う心配・困っている点等を管理職等に自ら相談できる。

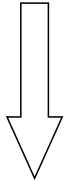
不明な点は、勤務先の管理職又は県教育委員会福利課健康推進係(027-226-4565)に御連絡ください。

県立学校・職場復帰支援プログラムについて

群馬県教育委員会では、精神疾患（国際疾病分類 ICD10 中 F00-F99 該当）で連続して30日を超える療養をした教職員に対して、下図のように療養開始から職場復帰までを5段階に分けて、各段階に応じた支援を行っています。

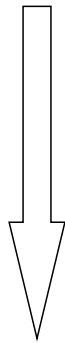
これは、学校現場が、児童生徒への教育や指導、教職員同士の連携、保護者への対応等対人関係を主とした職場であることを考慮し、十分に療養した上で職場復帰訓練を実施することにより、自信を回復した上で職場復帰し、その後の再発を予防することを目的としています。

【第1ステップ】 療養の専念と管理職による支援 （安心して療養に励む時期）



- ①受診や内服をきちんと行い療養に専念するよう御指導願います。
- ②校長が病休等の事務処理を行います。診断書の記入をお願いします。
- ③療養が続く場合も、事務手続き上診断書が必要になりますので、本人が申し出た際は診断書の記入をお願いします。

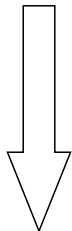
【第2ステップ】 職場復帰訓練実施に向けての準備



（職場復帰への意欲が出てきた時期）

- ①職場復帰訓練は裏面のように実施します。訓練が可能な状態になりましたら、本人から校長に相談するよう話してください。
・復職への不安等がある場合は、医療機関で行っているリワークデイケアの利用なども本人とご相談ください。なお、リワークデイケアを利用し審査会で適当と認められた場合は、職場復帰訓練を2週間短縮することができます。
- ②校長を中心に職場復帰訓練実施に向けて準備を行います。
- ③訓練の適否の判断のため診断書が必要となりますので、本人が申し出た際は記入をお願いします。
- ④訓練実施に向けて本人の体調管理をお願いします。

【第3ステップ】 職場復帰訓練の実施 （職場復帰に向けて体調を整える時期）



- ①訓練中は校長を中心に本人を支援していきます。本人が心配や困っている点等ありましたら、校長に自ら相談するよう促してください。
- ②第3段階に入ると本人は校長と面接し、今後の訓練について検討します。
- ③訓練が順調に進んでいる場合は、職場復帰に向けて校長が相談に伺います。
- ④訓練の実施状況によっては、中止や延長をすることもあります。

【第4ステップ】 職場復帰の手続きと職場復帰に向けた調整



（職場復職への最終調整）

- ①校長が職場復帰の手続きを行います。本人が申し出た際は診断書の記入をお願いします。
- ②職場復帰に向けて本人の体調管理、受診等の調整をお願いします。

【第5ステップ】 職場復帰後のフォローアップ （再発予防のための体調管理）

- ①校長を中心にフォローします。校長が相談に伺う場合もあります。

職場復帰訓練について

第3ステップでは、学校現場において職場復帰訓練を行います。
実施期間は原則8週間、最長16週まで延長が可能です。実施内容は、職種や担当業務によって多少異なりますが、下の表を参考に計画書を作成の上実施します。

【実施目的】

- ・職場への適応性を回復することで、本人の職場復帰に対する不安を軽減し、再発を防止する。
- ・校長が病状の回復状況を確認し、職場復帰に向けて職場環境の整備を図る。
- ・職場復帰について審査する際の判断資料とする。

【訓練開始の目安】

- ・職場復帰に対して十分な意欲があり、病状が安定している。
- ・基本的な生活リズムが回復している。(規則正しい睡眠や食事、昼間に眠気がない。)
- ・通勤時間帯に一人で安全に登校ができ、就業時間帯の労働が可能である。
- ・新聞や本を読んだり、パソコン操作が集中して1時間程度できる。
- ・必要なことについて、自ら相談や報告ができる。

【主な訓練の内容・計画】

各段階	訓練内容	時間および期間
第1段階	・学校の雰囲気慣れ児童生徒との交流を行う。 ・学校行事・指導計画・学習状況の確認をする。 (授業参観・児童生徒との交流・資料作り等)	1日あたり4時間を 1週間(月～金曜日) 実施
第2段階	・授業参観や教材研究等を行った上で授業を行う。 (教職員との打合わせ・TTによる教科指導等)	1日あたり6時間を 2週間実施
第3段階	・指導計画をもとに授業を実施する。 ・正規の勤務時間に合わせて生活リズムを作る (TTによる教科指導・職員会議の参加等)	正規の勤務時間を 5週間実施

*TT：チームティーチングの略。1つの教室に複数の教員が入り、役割分担を行いながら授業を実施していく方法。

第3段階に入ると本人は校長と面接し、今後の訓練について検討します。
訓練が順調に進んでいる場合は、校長を中心に職場復帰に向けて準備します。

【職場復帰の目安】

- ・訓練中は、受診以外の遅刻や欠勤がなく登校できる。
- ・訓練の各段階に応じた内容を実施することができる。
- ・安定した気持ちで職場復帰訓練に取り組むことができる。
- ・児童生徒と自然に接することができる、自信をもって授業を行うことができる。
- ・訓練に伴う心配・困っている点等を管理職等に自ら相談できる。

不明な点は、本人の勤務先の校長又は県教育委員会福利課健康推進係(027-226-4565)に御連絡ください。

